

令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)

岩内町再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託

報告書【概要版】

令和8年2月

株式会社エックス都市研究所

INDEX

- 01 ゾーニングの目的 ━━━━━━ • P1
- 02 ゾーニングマップの基本的事項 ━━━━━━ • P2
- 03 ゾーニングマップの作成手順 ━━━━━━ • P7
- 04 ゾーニングマップ ━━━━━━ • P9
- 05 太陽光・陸上風力のゾーニングマップ
と導入ポテンシャル ━━━━━━ • P27
- 06 環境配慮事項 ━━━━━━ • P31
- 07 ゾーニングマップ活用の際の留意事項 ━━━━━━ • P36

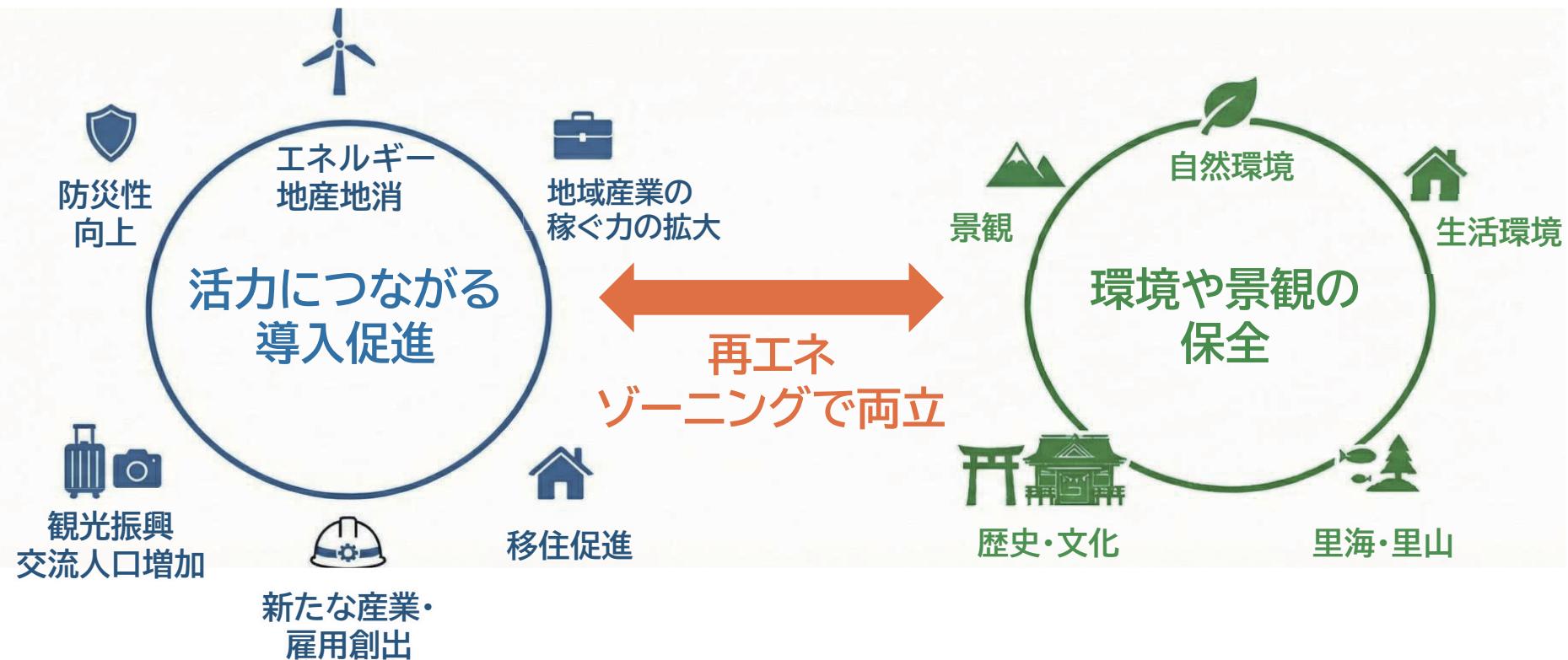
ゾーニングの目的

- “ 町内の太陽光、風力、バイオマスなどの地域資源を使って発電や熱回収を行い、これを町内で利用していくことは、町の経済の活性化や脱炭素化につながります。 ”
- “ ただし、大規模な太陽光や風力発電施設などの設置を無秩序に進めると、自然環境や町民の暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、災害リスクを高めてしまう恐れがあります。 ”
- “ 関連する法規制や、専門家や町民からの意見を踏まえ、「再エネ導入が可能なエリア」「導入を回避すべきエリア」などを明確にする地図「ゾーニングマップ」を作ることで、町内の再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)の導入を適切に誘導していくことを目的としています。 ”

01 | 基本方針

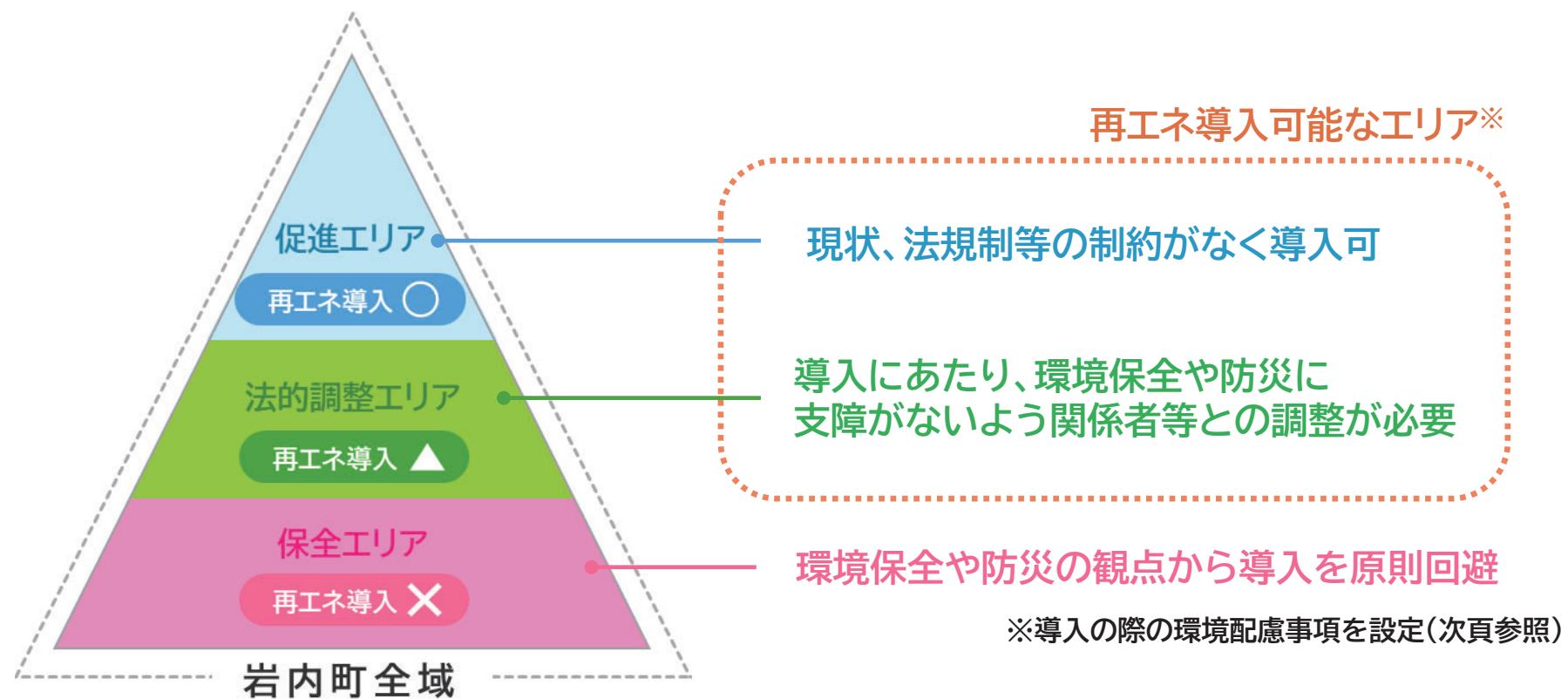
再エネゾーニングの基本方針

地域の活力につながる再エネの導入促進と環境や景観保全の両立



02 | ゾーニングマップの概要

各種法規制、専門家や町民からの意見を地図情報に整理し、下記3区分に色分けします。



再エネゾーニングマップ作成の主なメリット

再エネの導入が可能なエリア、回避すべきエリアをあらかじめ示すことで、環境と調和した再エネの導入促進や事業者とのトラブルの回避が期待されます。

03 | 環境配慮事項

ゾーニングマップ作成に合わせて、再エネを導入する際の「環境配慮事項」も設定します。ゾーニングマップと環境配慮事項を組み合わせることで、無秩序な導入を防ぎ、地域の理解を得ながら開発を進める仕組みを作ります。

環境配慮事項の基本となる考え方

1

関係する
法規制を順守



2

環境や景観に
十分に配慮



3

町民への十分
な説明



- ・ 「法的調整エリア」「促進エリア」において、環境配慮事項は適用されます。
- ・ 国や北海道の基準に加えて、岩内町独自の配慮事項も設定します。

04 | ゾーニングマップの対象

- 岩内町ゼロカーボンビジョンの重点施策に掲げられ、導入ポテンシャルが見込める再エネ種別を対象として検討します。

太陽光発電 ✖

建築物の「屋根置き」
「壁面・屋上設置」は対象外



風力発電

敷地内設置など影響が
小さいものを除く



木質バイオマス発電・熱利用

数kW規模の発電設備、
未利用材を活用した小規模な
ストーブ・ボイラーは対象外



温泉熱利用

温泉の排湯熱等
(円山リゾートエリアを対象)



※市街地:10kW以上、市街地外:50kW以上を対象とする

- その特性から本町においては導入場所が限られるもの、再エネゾーニングの主旨(促進エリアへの誘導による、ネガティブな影響の排除)などから、以下の再エネは検討外としています。

中小水力発電

地熱発電

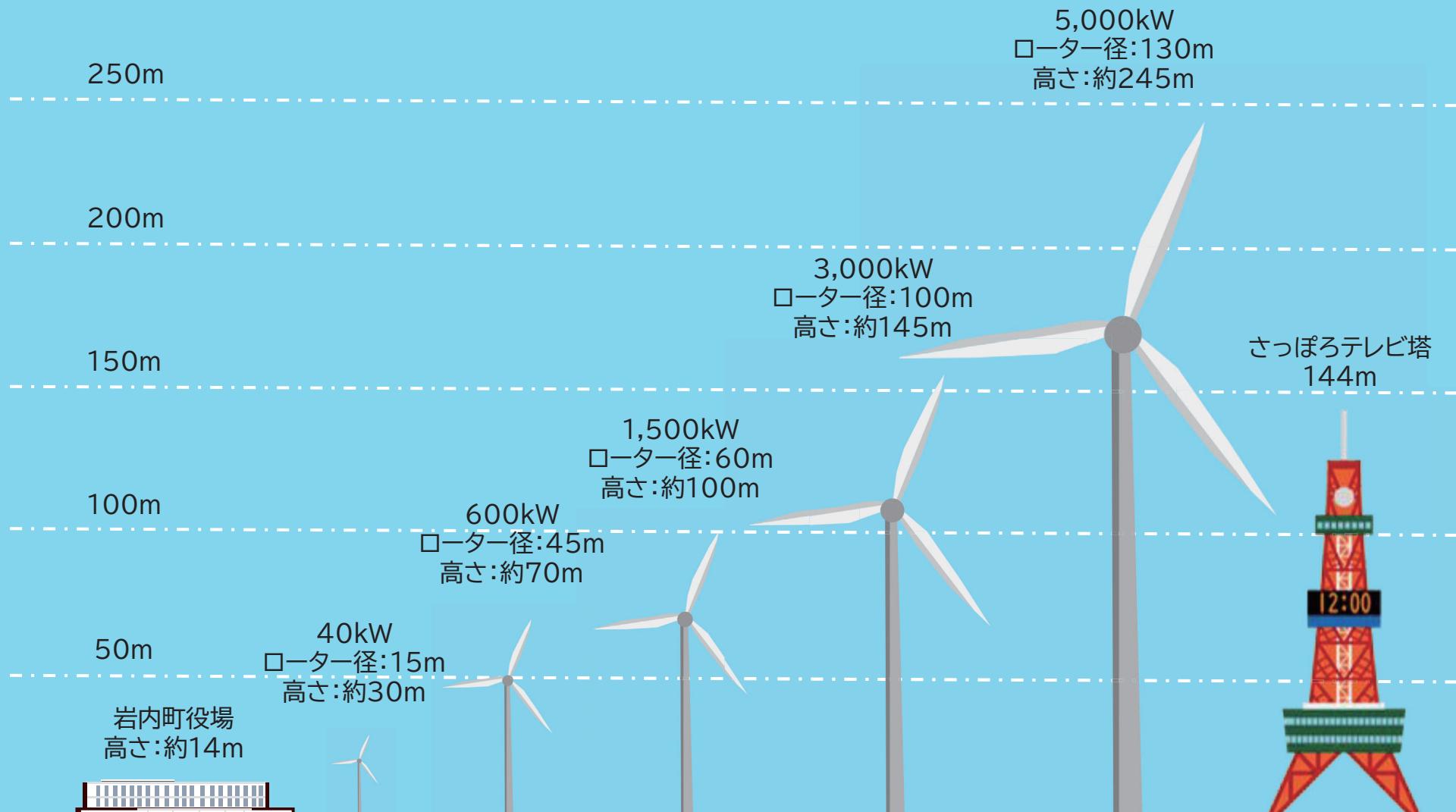
雪氷熱利用

下水熱利用

地中熱利用

04 | ゾーニングマップの対象

(参考)風力発電の大きさ(イメージ)



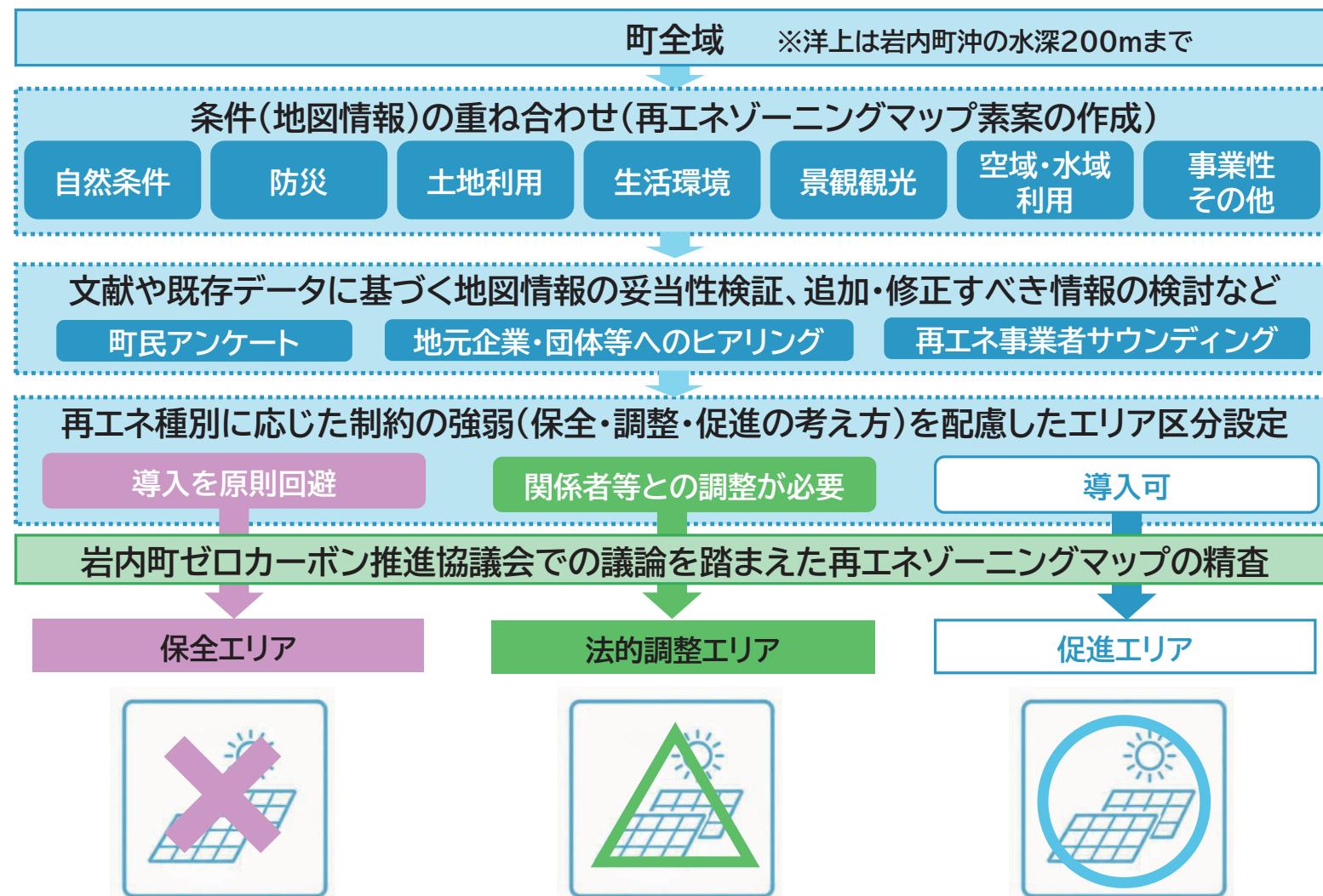
(出典:各種資料より作成)

3

ゾーニングマップの作成手順

01 | 作成手順

再エネゾーニングマップの作成手順を以下に示します。既存の地図情報だけでなく、アンケート、ヒアリング、サウンディング調査の結果に基づき再エネゾーニングマップを作成します。



02 | アンケート・ヒアリング等の反映

アンケート、ヒアリング、サウンディング調査の概要と、各調査結果の再エネゾーニングマップへの反映手法などを以下に整理します。

アンケート調査

町民の意見を把握・反映

ヒアリング調査

各組合・団体等の専門的知見等
を収集・整理

サウンディング調査

再エネ事業者の視点から将来的
な事業化を見据えた場合の
意見の反映

調査対象者

町民1,000世帯(無作為抽出)
(回答数:283)

町内外の組合・団体等
(計7団体等)

民間事業者
(太陽光、風力発電各3社)

実施概要(再エネゾーニング、環境配慮事項等への調査結果の反映)

- 再エネ導入に係る懸念事項、再エネゾーニングの留意事項や景観への配慮等に係る町民の意見を再エネゾーニング及び環境配慮事項の検討に反映

- 各組合や団体等に関する視点から、それぞれの専門的知見等に基づき再エネゾーニングマップ素案の妥当性検証
- 環境配慮事項として組み込むべき内容の精査等

- 主に各事業者の実績や経験等に基づく事業性の観点から再エネゾーニングのあり方に係る議論を実施
- 将来的な本町での事業化を見据えた場合の事業者側の要望等を把握

4

ゾーニングマップ

以下の流れで岩内町の再エネゾーニングマップを示します。

②～⑤は①に示す設定一覧に基づき、再エネ種別ごとにゾーニングマップを作成しています。
⑥の温泉熱は円山リゾートエリアを促進エリアと設定します。

ゾーニングマップの基本となる考え方

- 1 再エネ種別の条件の重ね合わせと保全・調整・促進の設定一覧
- 2 太陽光発電のゾーニングマップ
- 3 陸上風力発電のゾーニングマップ
- 4 洋上風力発電のゾーニングマップ
- 5 木質バイオマス発電・熱利用のゾーニングマップ
- 6 温泉熱利用に係るゾーニングマップ

ゾーニングマップ

① 再エネゾーニングマップのエリア条件(保全・調整・促進)一覧

自然条件、防災、土地利用、生活環境、景観観光、空域水域利用、事業性、その他の各条件における再エネ種別ごとの保全エリア、法的調整エリアの設定状況を示します。

条件	番号	地図情報	法規制等	再エネ種別のエリア条件			
				太陽光 (地上設置)	陸上風力	洋上風力	バイオマス
自然条件	1	面	国定公園 第1種特別地域	保全	保全	—	保全
	2		国定公園 第2種特別地域	保全	保全	—	保全
	3		国定公園 第3種特別地域	保全	保全	—	保全
	4		国定公園 普通地域	調整	調整	調整	調整
	5		国定公園 普通地域 かつ植生自然度8・9・10の地域	保全	保全	—	保全
	6		植生自然度9・10の地域	保全	保全	—	保全
	7		藻場	—	—	調整	—
	8		生物多様性の観点から重要度の高い海域 (平成26年3月時点)環境省	—	—	調整	—
	9		河口規制区域(さけ・ます)	—	—	保全	—

ゾーニングマップ

① 再エネゾーニングマップのエリア条件(保全・調整・促進)一覧

条件	番号	地図情報	法規制等	再エネ種別のエリア条件			
				太陽光 (地上設置)	陸上風力	洋上風力	バイオマス
防災	10	面	砂防指定地	保全	保全	—	保全
	11		土砂災害警戒区域	保全	保全	—	保全
	12		土砂災害特別警戒区域	保全	保全	—	保全
	13		保安林(国有林・民有林)	保全	調整	—	保全
	14		地域森林計画対象森林	調整	調整	—	調整
	15		土砂災害危険個所 急傾斜地崩落危険個所、地滑り危険個所、 土石流危険渓流	保全	保全	—	保全
	16		山地災害危険地区	保全	保全	—	保全
	17		津波浸水想定地域	調整	調整	—	調整
	18	線	海岸保全地域	—	—	保全	—

ゾーニングマップ

① 再エネゾーニングマップのエリア条件(保全・調整・促進)一覧

条件	番号	地図情報	法規制等	再エネ種別のエリア条件			
				太陽光 (地上設置)	陸上風力	洋上風力	バイオマス
土地利用	19	面	漁業集落境界	調整	保全	—	調整
	20		農業振興地域	調整	調整	—	調整
	21		農用地区域	調整	調整	—	調整
	22		用途地域	調整	保全	—	保全
	23		特定用途制限地域 リゾート地区、沿道地区	調整	調整	—	調整
	24		立地適正化計画 居住誘導区域、都市機能誘導区域	調整※2	保全	—	保全
	25		都市公園	調整	調整	—	調整
	26	線	河川区域（50m以内の範囲を面に変換）	保全	保全	—	保全
	27		道路（主要道路のみ・面積算定対象外）	保全	保全	—	保全
	28	点※1	住宅、学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設等	—	保全	—	保全※3
	29		墓地（岩内墓地は特別用途制限地域の沿道地区的境界を参考に実態を反映）	調整	調整	—	調整

※1 点データは、太陽光発電では半径100m以内、陸上・洋上風力発電及びバイオマス発電では半径500m以内の範囲を面に変換

※2 太陽光発電(地上設置)の設備容量:立地適正化計画の居住誘導地域内では10kW以上、同地域外では50kW以上

※3 バイオマス発電・熱利用では住宅を除く

ゾーニングマップ

① 再エネゾーニングマップのエリア条件(保全・調整・促進)一覧

条件	番号	地図情報	法規制等	再エネ種別のエリア条件			
				太陽光 (地上設置)	陸上風力	洋上風力	バイオマス
生活環境	30	面	騒音・振動規制区域	調整	調整	—	調整
	31		悪臭規制地域	—	—	—	調整
	32		水源保護地域	保全	保全	—	保全
	33		水源涵養保全区域	調整	調整	—	調整
	34	点※1	避難所(指定避難所、福祉避難所)	—	保全	—	保全
	35		ヘリポート	保全	保全	—	保全

※1 点データは、太陽光発電では半径100m以内、陸上・洋上風力発電及びバイオマス発電では半径500m以内の範囲を面に変換

ゾーニングマップ

① 再エネゾーニングマップのエリア条件(保全・調整・促進)一覧

条件	番号	地図情報	法規制等	再エネ種別のエリア条件			
				太陽光 (地上設置)	陸上風力	洋上風力	バイオマス
景觀觀光	36	点※1	岩内町指定有形文化財等 一本柳(天然記念物)	保全	保全	—	保全
	37		観光資源 雷電海岸 等	保全	保全	保全	保全
	38		自然景觀資源 岩内岳、刀掛岩、ピンノ岬海岸 等	保全	保全	保全	保全
	39		埋蔵文化財包蔵地	調整	調整	—	調整
	40		キャンプ場 いわないオートキャンプ場マリンビュー	調整	調整	—	調整
	41		主要な眺望点 雷電展望台、円山展望台 等	調整	調整	—	調整
空域水域利用	42	面	区画漁業権	—	—	保全	—
	43		定置漁業権	—	—	保全	—
	44		共同漁業権	—	—	調整	—
	45		港湾区域 岩内港	—	—	保全	—
	46		漁港 敷島内漁港	—	—	保全	—
	47	線	海底輸送管	—	—	保全	—

※1 点データは、太陽光発電では半径100m以内、陸上・洋上風力発電及びバイオマス発電では半径500m以内の範囲を面に変換

ゾーニングマップ

① 再エネゾーニングマップのエリア条件(保全・調整・促進)一覧

条件	番号	地図情報	法規制等	再エネ種別のエリア条件			
				太陽光 (地上設置)	陸上風力	洋上風力	バイオマス
事業性・その他	48	面	泊発電所10km以内	—	—	保全	—
	49	線	水深	—	—	50m以浅:着床式 50m以深:浮体式	—
	50	メッ シユ	傾斜度 傾斜角20度以上	保全	—	—	—
傾斜度 傾斜角25度以上			保全	保全	—	保全	

ゾーニングマップ

② 太陽光発電 ゾーニングマップ（導入可能エリア:19km²(町全体の26.8%)）

- 建築物の「屋根置き」「壁面・屋上設置」はゾーニングの対象外
- 居住誘導地域の内側は10kW以上、外側は50kW以上の設備をゾーニングの対象とする



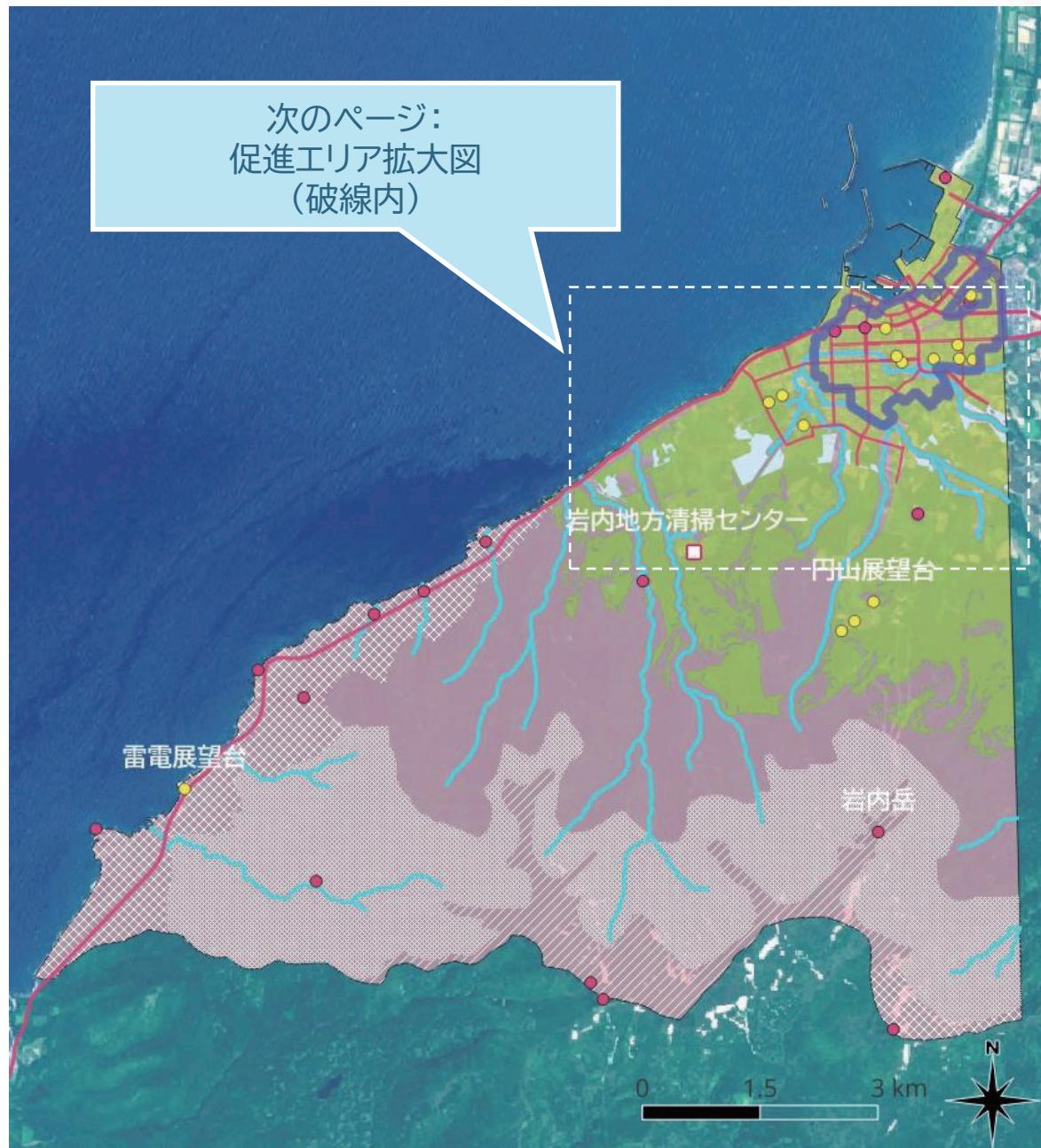
エリア区分	面積 km ²	面積 %
保全エリア	52	73.1%
法的調整エリア	18	25.9%
促進エリア	1	0.9%
合計	71	100.0※%

※小数点第一位を四捨五入しているため合計と内訳が一致していない

凡例	
	保全エリア
	法的調整エリア
	促進エリア
	居住誘導地域 設備容量(kW) 域内:10以上 域外50以上
	河川区域<保全エリア> 50m以内をエリアに設定
	道路<保全エリア> 主要道路のみ・面積算定対象外
●	保全エリア対象施設等 100m以内をエリアに設定
●	法的調整エリア対象施設等 100m以内をエリアに設定

ゾーニングマップ

② 太陽光発電 ゾーニングマップ（保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域の状況）



区分・凡例	地域の説明
第1種 特別地域 	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種 特別地域 	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種 特別地域 	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

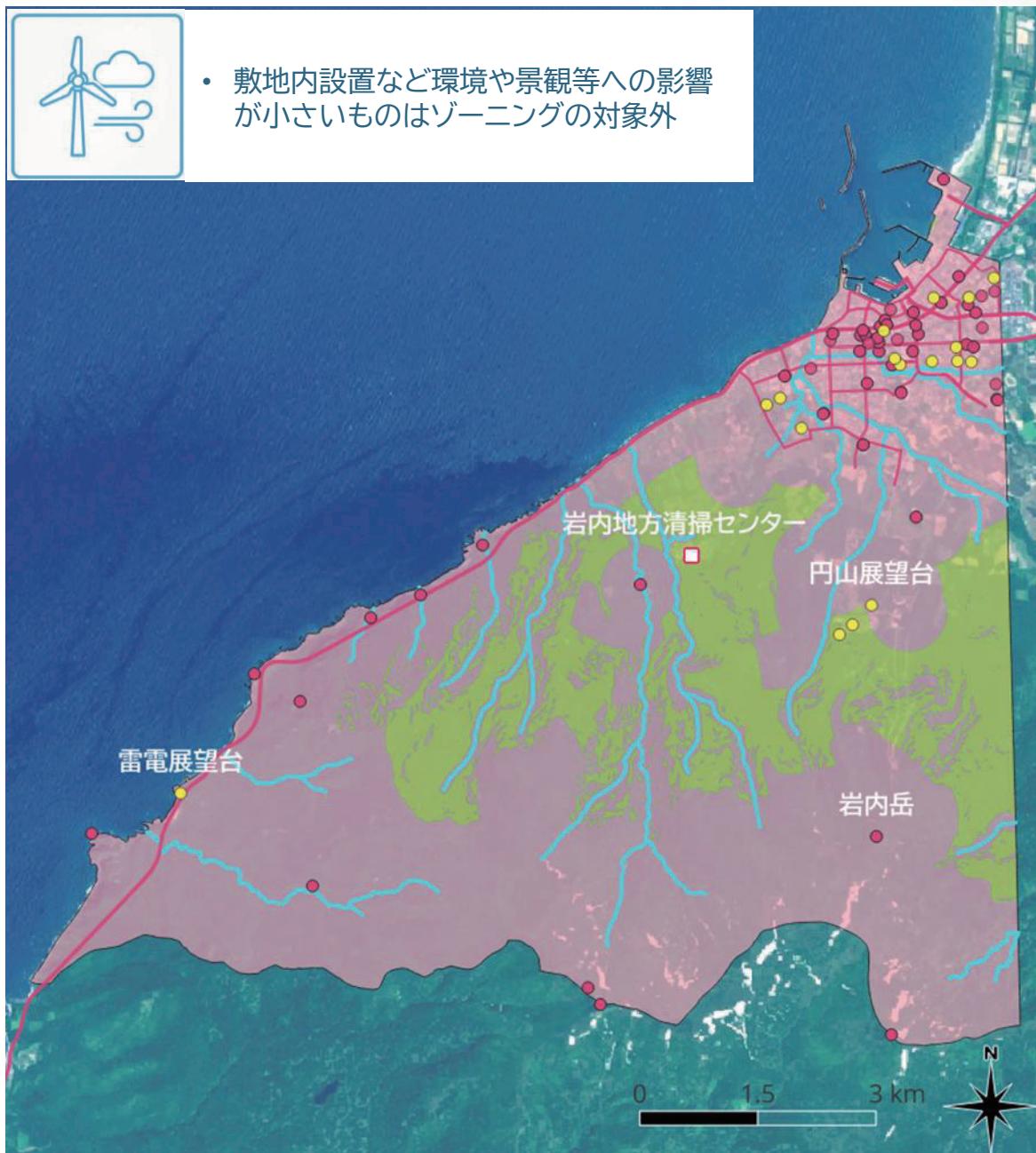
出典:国土数値情報ダウンロードサイト
自然公園地域2010年度版
自然公園地域区分コード属性情報

ゾーニングマップ

② 太陽光発電 ゾーニングマップ（促進エリア拡大図）



ゾーニングマップ

③ 陸上風力発電 ゾーニングマップ（導入可能エリア：15km²（町全体の21.5%））

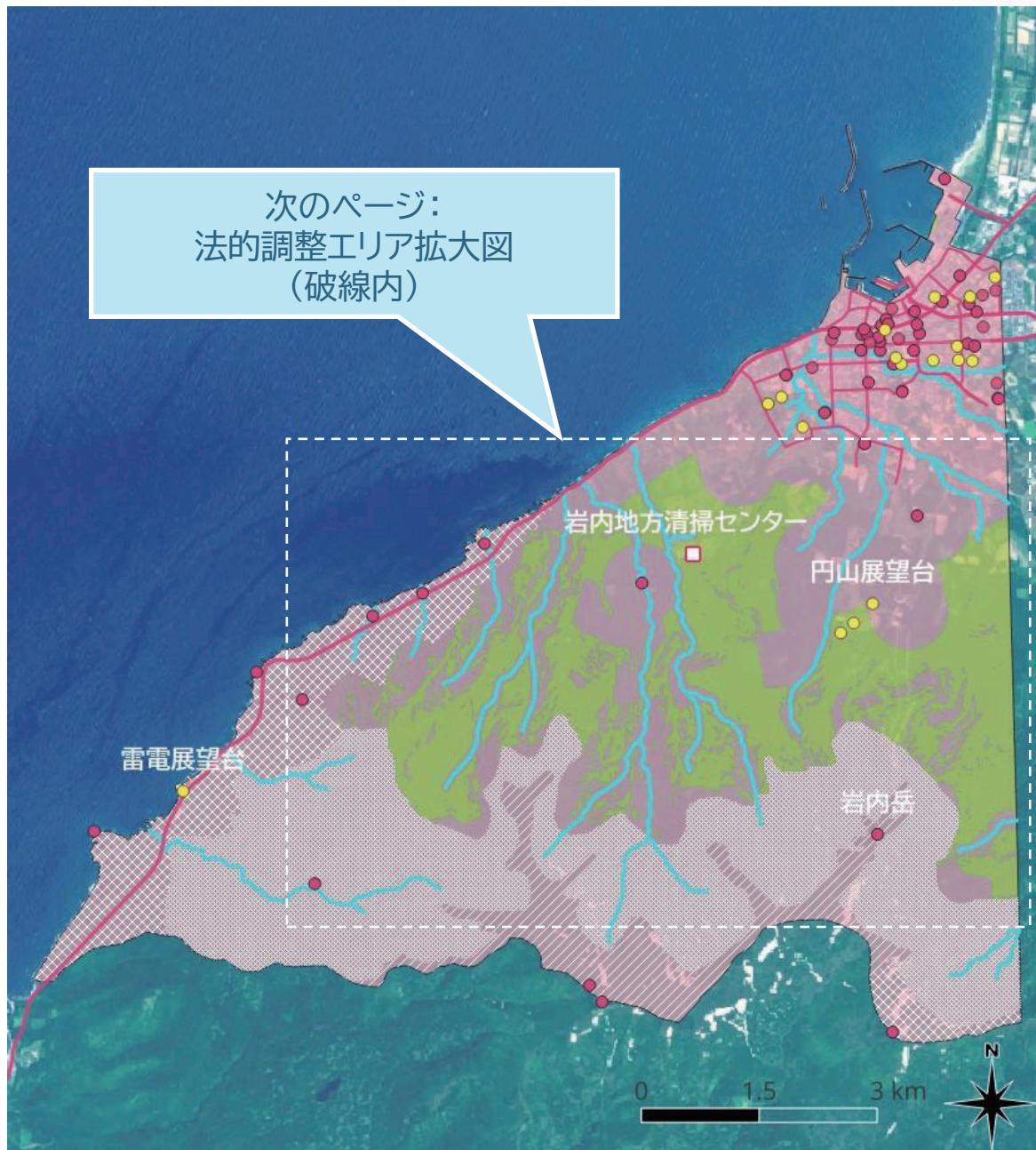
エリア区分	面積	
	km ²	%
保全エリア	55	78.5%
法的調整エリア	15	21.5%
促進エリア	0	0.0%
合計	71※	100.0%

※小数点第一位を四捨五入しているため合計と内訳が一致していない

凡例	
	保全エリア
	法的調整エリア
	河川区域<保全エリア> 50m以内をエリアに設定
	道路<保全エリア> 主要道路のみ・面積算定対象外
●	保全エリア対象施設等 500m以内をエリアに設定
●	法的調整エリア対象施設等 500m以内をエリアに設定

ゾーニングマップ

③ 陸上風力発電 ゾーニングマップ（保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域の状況）

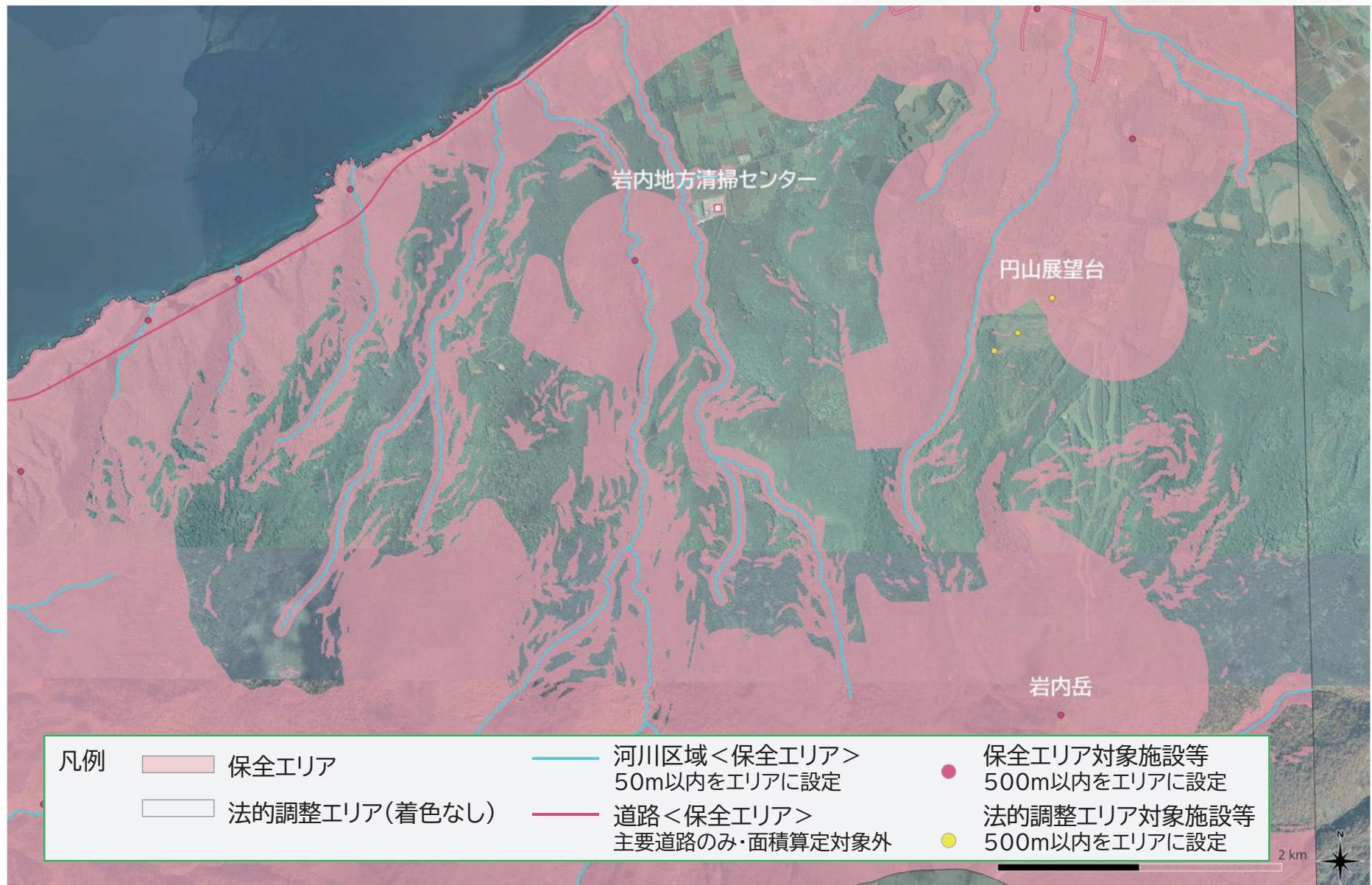


区分・凡例	地域の説明
第1種 特別地域 	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種 特別地域 	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種 特別地域 	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

出典：国土数値情報ダウンロードサイト
自然公園地域2010年度版
自然公園地域区分コード属性情報

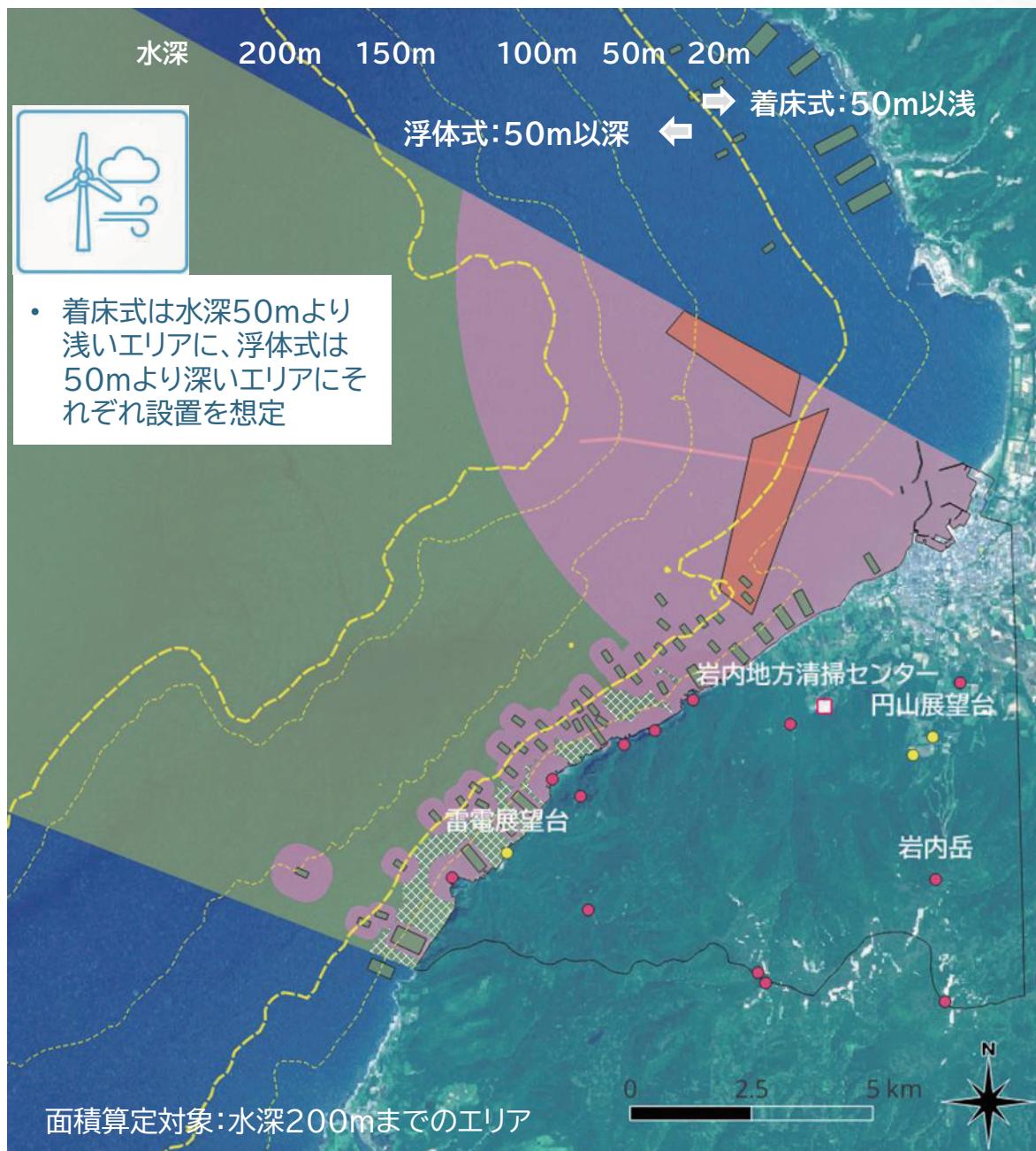
ゾーニングマップ

③ 陸上風力発電 ゾーニングマップ（法的調整エリア拡大図）



ゾーニングマップ

4 洋上風力発電 ゾーニングマップ



エリア区分	面積	
	km ²	%
保全エリア	61	51.9%
法的調整エリア	水深 ~50m 50~200m	4 52 3.4% 44.7%
促進エリア	0	0.0%
合計	117	100.0%

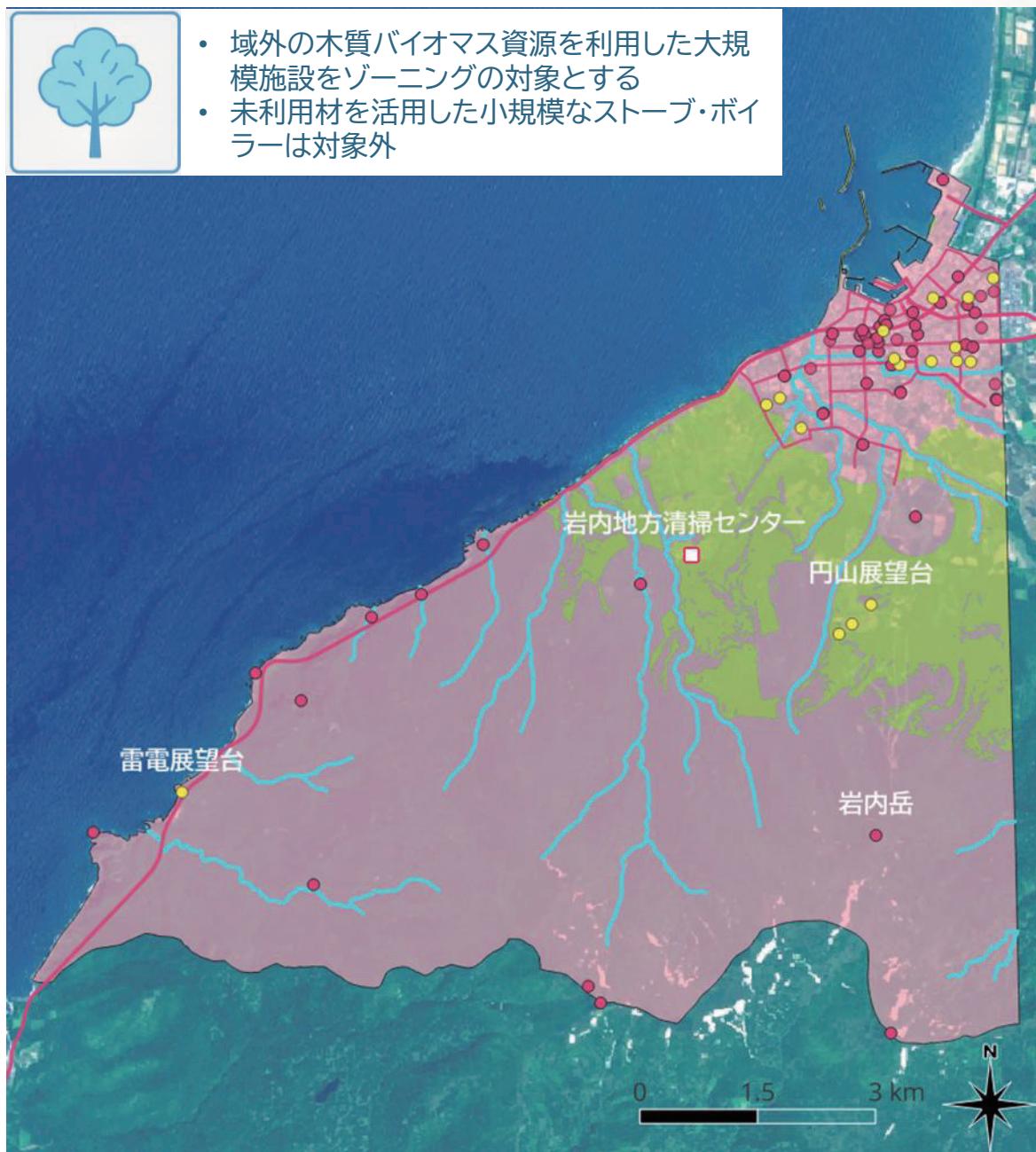
凡例
保全エリア
法的調整エリア
法的調整エリア内の国定公園普通地域
区画漁業権<保全エリア>
定置漁業権<保全エリア> 水深×5m以内をエリアに設定
海底輸送管<保全エリア>
保全エリア対象施設等 500m以内をエリアに設定
法的調整エリア対象施設等 500m以内をエリアに設定

ゾーニングマップ

5 木質バイオマス発電・熱利用 ゾーニングマップ



- 域外の木質バイオマス資源を利用した大規模施設をゾーニングの対象とする
- 未利用材を活用した小規模なストーブ・ボイラーは対象外

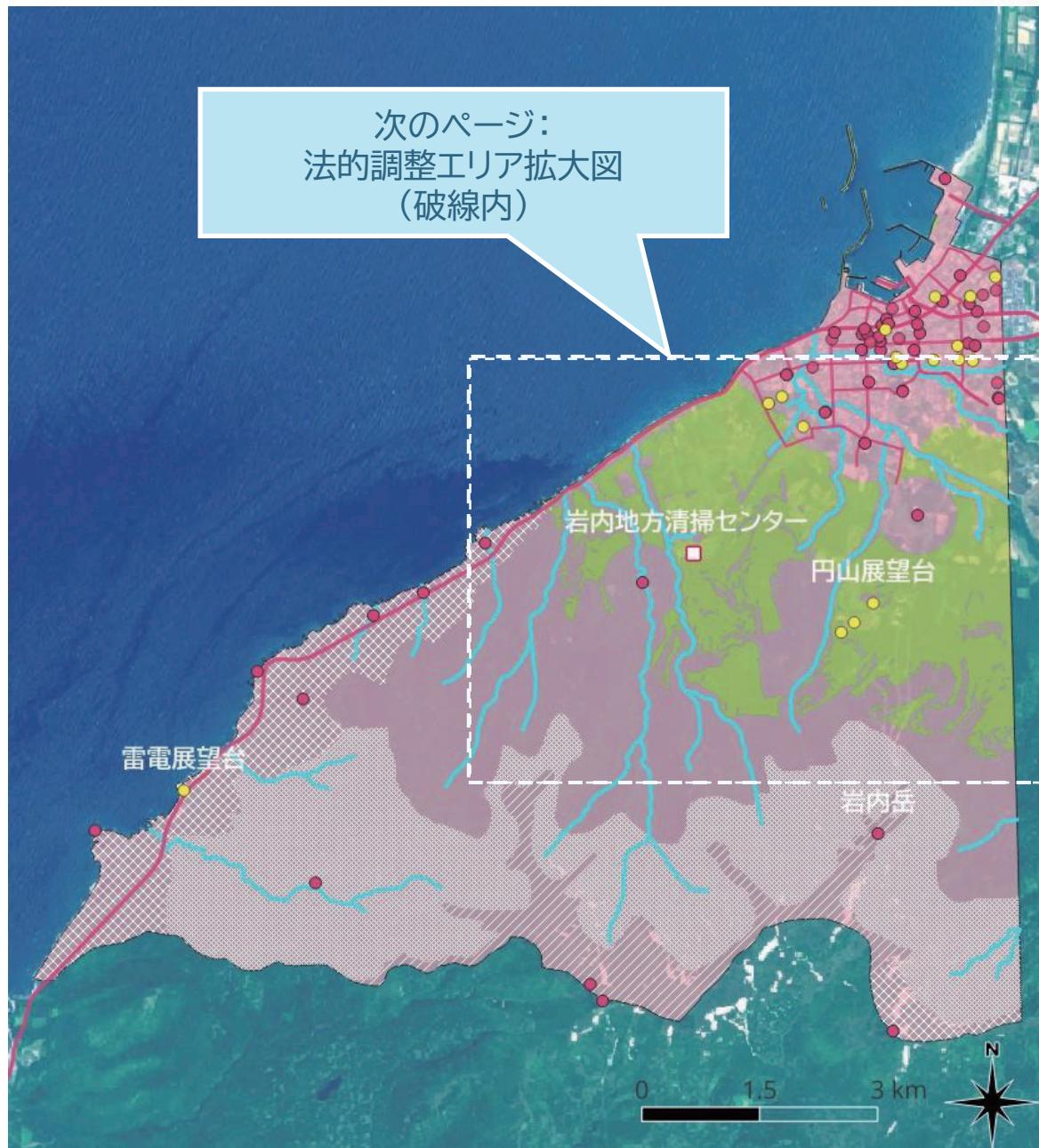


エリア区分	面積	
	km ²	%
保全エリア	58	82.4%
法的調整エリア	12	17.6%
促進エリア	0	0.0%
合計	71*	100.0%

*小数点第一位を四捨五入しているため合計と内訳が一致していない

凡例	
	保全エリア
	法的調整エリア
	河川区域<保全エリア> 50m以内をエリアに設定
	道路<保全エリア> 主要道路のみ・面積算定対象外
	保全エリア対象施設等 500m以内をエリアに設定
	法的調整エリア対象施設等 500m以内をエリアに設定

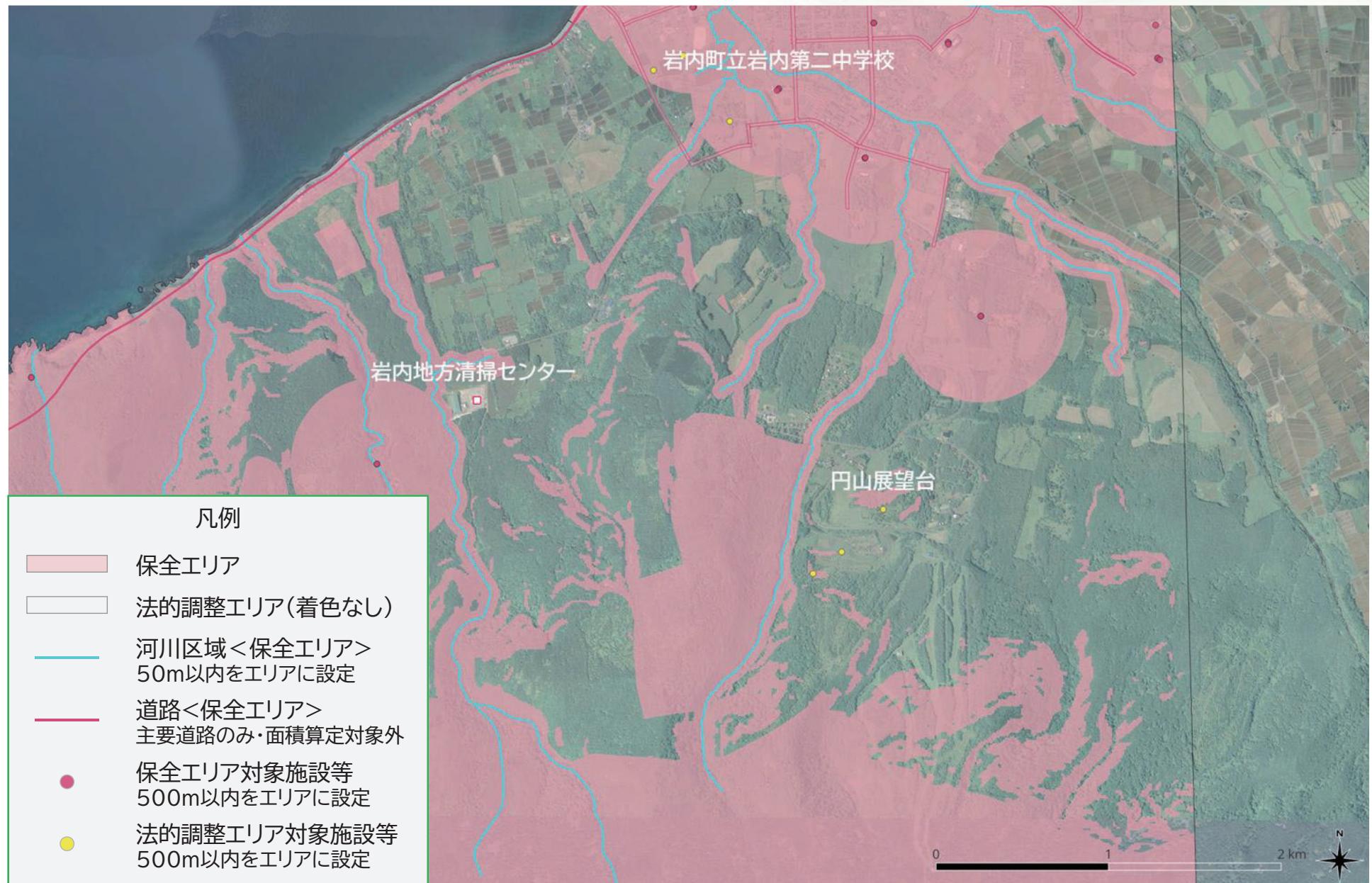
5 木質バイオマス発電・熱利用 ゾーニングマップ（保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域の状況）



区分・凡例	地域の説明
第1種 特別地域 	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種 特別地域 	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種 特別地域 	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

出典：国土数値情報ダウンロードサイト
自然公園地域2010年度版
自然公園地域区分コード属性情報

⑤ 木質バイオマス発電・熱利用 ゾーニングマップ（法的調整エリア拡大図）



6 温泉熱利用 ゾーニングマップ

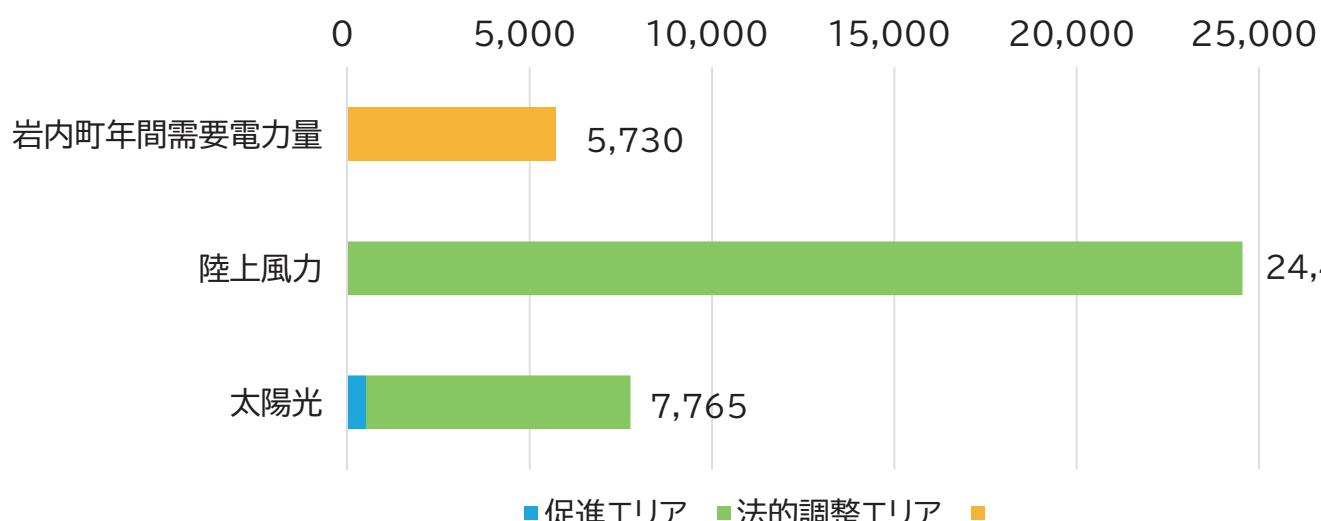


出典)岩内町円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査事業報告書(令和3年2月、令和4年3月)より作成

注)上記エリアは、一部が本町の水源保護地域、全域が水源涵養保全地域に位置するが、既存温泉水送水管を活用し水源保護に配慮した取組を進めるものとする

岩内町の太陽光及び陸上風力の促進エリア、法的調整エリアの再エネ電力導入ポテンシャルは合計で年間32,241万kWhであり、岩内町の年間需要電力量の約5.6倍に相当

	太陽光発電			陸上風力発電		
	面積 km ²	設備容量 kW	年間発電電力量 万kWh/年	面積 km ²	設備容量 kW	年間発電電力量 万kWh/年
促進エリア	1	4,771	517	0	0	0
法的調整 エリア	18	66,917	7,248	15	89,163	24,476
計	19	71,688	7,765	15	89,163	24,476



陸上風力発電の
経済性が見込まれる
風速7m/sのエリア
(促進区域候補エリア)
での年間発電電力量
は18,006万kWh

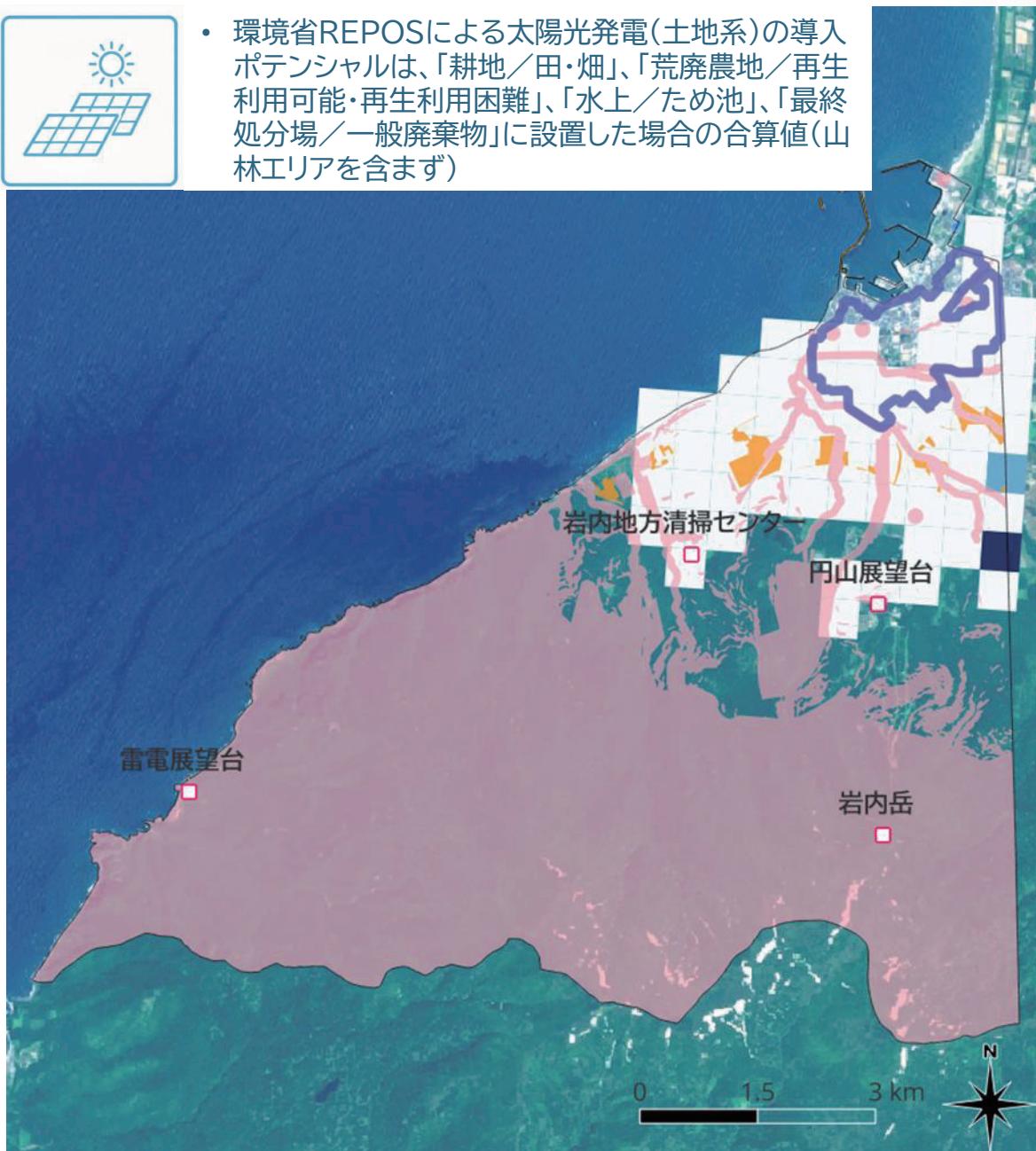
岩内町年間需要電力量の
3倍以上に相当

(地図はP30参照)

1 太陽光発電 ゾーニングマップ 法的調整エリア導入ポтенシャル



- 環境省REPOSによる太陽光発電(土地系)の導入ポтенシャルは、「耕地／田・畠」、「荒廃農地／再生利用可能・再生利用困難」、「水上／ため池」、「最終処分場／一般廃棄物」に設置した場合の合算値(山林エリアを含まず)



エリア区分	面積 km ²	面積 %
保全エリア	52	73.1%
法的調整エリア	18	25.9%
促進エリア	1	0.9%
合計	71	100.0※%

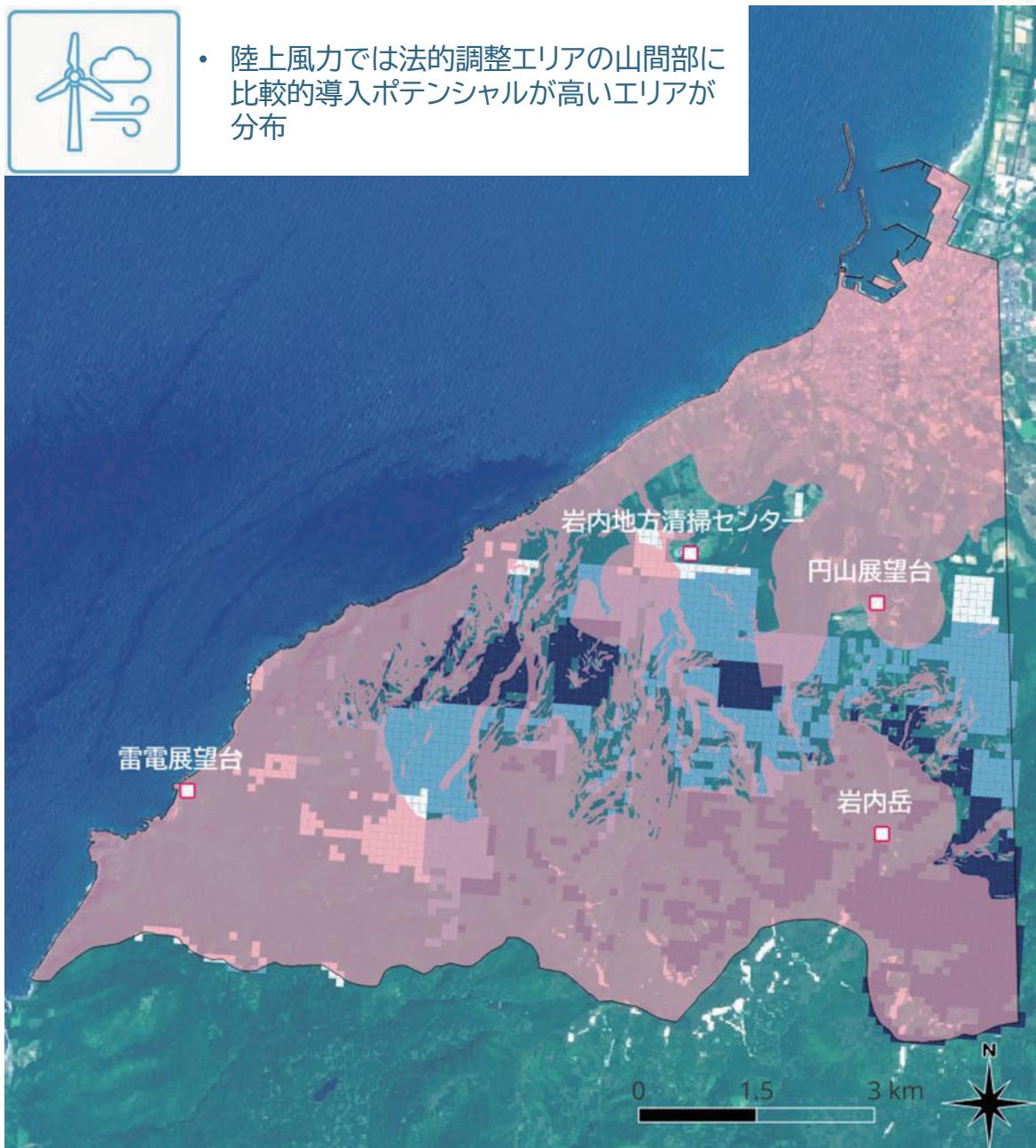
※小数点第一位を四捨五入しているため合計と内訳が一致していない

凡例	
	保全エリア
	法的調整エリア (塗りつぶしなし)
	促進エリア
1メッシュ(500m×500m)当たりの導入ポтенシャル	
	1,000万~kWh/年
	500~1,000万kWh/年
	1~500万kWh/年

2 陸上風力発電 ゾーニングマップ 法的調整エリア導入ポтенシャル



- 陸上風力では法的調整エリアの山間部に比較的導入ポтенシャルが高いエリアが分布



エリア区分	面積	
	km ²	%
保全エリア	55	78.5%
法的調整エリア	15	21.5%
促進エリア	0	0.0%
合計	71*	100.0%

*小数点第一位を四捨五入しているため合計と内訳が一致していない

凡例
■ 保全エリア
□ 法的調整エリア (塗りつぶしなし)
1メッシュ(100m×100m)当たりの導入ポтенシャル
■ 30万~kWh/年
■ 20~30万kWh/年
■ 16~20万kWh/年

3 陸上風力発電 ゾーニングマップ 法的調整エリア内の促進区域候補エリア（風速7m/s以上）



- 陸上風力の法的調整エリア内の年間平均風速7m/sのエリアを経済性が見込まれる「促進区域候補エリア」として抽出



- NEDOによると、風力発電の経済性の向上のための目安は年間平均風速7m/s以上とされる※1
- 地上高90mの年平均風速値として作成した陸上風力導入ポテンシャルを環境省・REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)※2から取得可能
- REPOSの陸上風力導入ポテンシャルを使用し、NEDOの経済性の目安7m/s以上を設定根拠として法的調整エリアにおける7m/s以上のエリアを抽出
- 該当部分の面積は6.0km²で、前頁に示した年間発電量ポテンシャルが相対的に高いエリア(30万kWh/年～)全域が含まれる

出典

※1:NEDO再生可能エネルギー技術白書第2版
https://www.nedo.go.jp/library/ne_hakusyo_index.html

※2:REPOS 陸上風力導入ポтенシャル
https://repos.env.go.jp/web/data/mounted_data

6

環境配慮事項

ゾーニングマップ作成に合わせて、再エネを導入する際の「環境配慮事項」も設定します。ゾーニングマップと環境配慮事項を組み合わせることで、無秩序な導入を防ぎ、地域の理解を得ながら開発を進める仕組みを作ります。

01 | 北海道の環境配慮基準 >

02 | 岩内町の環境配慮基準 >

01 | 北海道の環境配慮基準

北海道による「環境配慮基準」のうち、岩内町に関連する内容を適用します。

環境保全

- 水の濁り
- 騒音
- 反射光
- 影
- 大気質
- 悪臭
- 土砂災害
- 河川・道路・漁港

景観

- 景観、眺望
- 自然とのふれあい

生態系

- 動物(重要種)
- バードストライク
- 植物(重要種)
- 湿地・里山

その他

- 公園
- 下水道
- 都市計画区域
- 第1種農地
- 漁業権
- 増殖河川
- 公共海岸
- 学校・病院等

02 | 岩内町の環境配慮事項：太陽光・風力

町民アンケートや関係団体へのヒアリング調査等を踏まえて、再エネ設備ごとに岩内町独自の環境配慮事項を設定します。

区分	環境配慮事項
太陽光発電	■騒音・電磁波 パワーコンディショナーの稼働音による騒音や電磁波による電波障害などの影響を予測・評価し、適切な措置を講じること（周辺の住宅や保全対象施設から極力離れた場所に設置する、防音壁で囲む、コンテナに格納する等）
	■反射光 近隣の住宅や保全対象施設等に対して、反射光による影響を予測、評価し、適切な措置を講じること（太陽光パネルの方角、配置、反射を抑えた仕様のパネルの採用、植栽による遮蔽など）
	■パネルの処分 事業終了後はパネルを適切に撤去し、パネルのリサイクルに努めること。撤去費用に関し、事業開始時点で負担の所在を明確化すること
	■道路・敷地境界からの距離 設置に際しては、敷地境界や隣接道路等から一定の距離を確保するなど、生活環境、車両（農業車両等を含む）の走行、パネルからの落雪、除雪作業への影響を配慮すること
風力発電	■騒音・低周波音 風力発電による騒音や低周波音の影響を予測・評価し、適切な措置を講じること
	■風車の影（シャドーフリッカー） 風力発電の風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて必要な措置を講じること
	■動植物への影響 事業計画の検討の際、鳥類、魚類、植物群落などの生息分布について関係機関へのヒアリングや現地調査を実施し、事業による影響（バードストライク、生息地の変更等）の程度を予測・評価し、重要種等への影響の可能性がある場合には防止策を検討すること
	■眺望景観への配慮 町内の主要な視点場から海や山への眺望景観に配慮し、ブレードやタワーなどの外観の色彩は白系に統一を基本とすること
	■漁業資源の保全 洋上風力においては、ウニ・ナマコなど、地図には現れない生息域が数多く存在するため、事業計画を具体化する段階で漁業協同組合等の関係者へのヒアリングや現地調査を実施し、導入による影響の程度を予測・評価したうえで、影響を回避・低減する措置を講じること

02 | 岩内町の環境配慮事項：木質バイオマス発電・熱利用、温泉熱利用

区分	環境配慮事項
木質バイオマス 発電・熱利用	■騒音、臭気、ばい煙等 騒音、振動や臭気、ばい煙、大気質などの影響を予測・評価し、適切な措置を講じること（資源が町内・周辺市町でない場合は住宅や保全対象施設から極力離れた場所に設置する等）
	■燃料の搬入 燃料の搬入ルートは、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮すること
温泉熱利用	■温泉資源 温泉の利用に対する影響（湧出量・泉質・温度・濁り等）が生じないよう、適切な措置を講じること（工事期間を含む）
	■騒音・振動 ヒートポンプ等の稼働時の騒音、振動などの影響を予測・評価し、適切な措置を講じること
	■温泉事業者との合意形成 周囲の温泉事業者と合意形成を図ること

02 | 岩内町の環境配慮事項：各種再エネ共通

区分	環境配慮事項
生態系	有識者や関係団体へのヒアリングや現地調査を実施し、導入による影響の程度を予測・評価したうえで、影響を回避・低減する措置を講じること
森林の伐採	森林地区での導入にあたっては、伐採を最小限の範囲にとどめるよう留意すること(工事や搬入などの整備期間を含む)
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場(※)等からの眺望についてフォトモンタージュを作成すること等により、眺望景観の変化の程度を確認し、町民や関係者等との合意形成を図り、必要に応じた措置を講じること <p>※主要な視点場:いわないオートキャンプ場マリンビュー展望台、雷電展望台、円山展望台、岩内岳、岩内港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円山展望台からの夜景は「日本夜景遺産」に指定されており、夜景における変化の程度を確認し、合意形成を図ること ・岩内岳等の山の斜面、雷電海岸周辺では、市街地内や主要道路からの眺望の変化の程度を確認し、合意形成を図ること
合意形成	岩内町や関係行政機関に相談し、地域の実情などを踏まえた内容とすること。地域や周辺住民、関係団体には、工事中や完成後など段階ごとのイメージをわかりやすく示すなど、丁寧な説明・合意形成に努めること
地域貢献	岩内町や関係行政機関に相談し、災害時の対応強化(レジリエンス性向上)や産業振興など、地域への貢献に努めること。またその内容を地域や周辺住民、関係団体に説明すること
未利用地の活用時	耕作放棄地等を活用する際は、農業協同組合等の関係団体へのヒアリングを実施し、将来的な農業利用の予定などを確認すること
海上輸送	工事の際の資材の搬入や、燃料資源の輸送等に海上輸送を用いる場合は、航行環境への影響がないよう、事業計画を具体化する段階から海上保安庁に相談すること

ゾーニングマップ活用の際の留意事項

ゾーニングマップを活用するにあたっては下記に示す内容について留意することが必要です。

1 法令・ガイドラインの遵守

事業計画策定時は、**最新の関連法令やガイドライン**を必ず確認し、必要な手続き・措置を講じてください。

2 丁寧な説明と合意形成

町役場や関係機関へ相談し、**住民への丁寧な説明と合意形成**に努めてください。(町の**行政界周辺の場合は隣接町村を含む**)

3 実態に即した個別判断

マップと現況に乖離がある場合は、実際の地形・自然条件・居住実態等の精緻な検討結果に基づき、**実態に即して個別に判断**します。

4 最新情報の収集

マップ作成時点(令和8年1月)から法規制等が変化している可能性があります。**必ず最新の情報を確認**してください。

5 詳細調査と環境配慮

マップで不足する情報は事業者が調査を実施し、影響を予測・評価した上で、**適切な回避・低減策**を検討してください。

岩内町再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託

報告書【概要版】

令和8(2026)年2月

岩内町 民生部 町民生活課